

茨木市市民会館跡地エリア新施設等指定管理者募集等支援業務委託 仕様書

この仕様書は、茨木市市民会館跡地エリア新施設等指定管理者募集等支援業務委託について、業務の内容及び受託者が遵守しなければならない仕様を示すものである。

1 件名

茨木市市民会館跡地エリア新施設等指定管理者募集等支援業務委託

2 業務の目的

ホールや図書館、子育て支援機能、市民活動センター、プラネタリウムなど多様な機能から構成される新施設において、効率的で一体的な施設運営を行うため、新施設の一部機能について指定管理者による管理運営を行うが、このような複合施設に対する指定管理者の募集にあたっては、さまざまな整理、調整が必要となることに加え、各機能を担う指定管理者が共同企業体を構成することが想定されるなど、さまざまな可能性を想定し募集・選定業務を行う必要がある。

また、新施設のキーコンセプトである「育てる広場」の実現に向け、民間事業者の運営ノウハウが十分に発揮されるような募集要項等の作成をめざすとともに、多くの事業者の参加が得られるような工夫が求められるところである。

さらに、屋内こども広場については、機能コンセプトである「まちなかの森」を踏まえて、設計者、施工者及び運営者が一体となって内装及び遊具の整備を行う必要がある。

3 委託する業務の内容

①前提条件整理業務

募集要項等の作成にあたり必要となる以下の前提条件について整理を行う。

(ア)業務内容の整理

指定管理者の担う業務内容及び屋内こども広場の設計・施工者が行う整備内容について整理を行う。

(イ)スケジュールの検討

指定管理者の募集スケジュール及び指定管理業務開始（令和5年11月1日を予定）までの業務スケジュールについて検討を行う。

なお、スケジュールの検討にあたっては、下記事業スケジュールを踏

まえるとともに、各業務の公告前に募集要項等の案を外部委員から構成される会議に諮る必要があるため、注意すること。

	R4(2022)年度												R5(2023)年度												R6 (2024)
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
新施設・広場整備																									全館供用開始
指定管理																									
屋内遊び場整備																									

※すべて現時点での予定であり、今後の事業進捗によって変更となる可能性がある。

(ウ) 指定管理料の概算算定

指定管理者の募集にあたり必要となる指定管理料の算定を行う。

※指定管理料の算定に必要な光熱水費及び植栽管理費については、整備事業者がシミュレーションを行った結果を本市から提供する。

② 募集要項等の作成支援業務

①の前提条件を踏まえ、募集要項等のほか、提案様式等の作成を行う。

本業務では、全館管理、ホール等施設及びプラネタリウムの指定管理者の募集と屋内こども広場の整備事業者の募集について募集要項等を作成すること。なお、募集要項等の作成にあたっては、各施設機能間の連携を図るとともに、本事業のキーコンセプトである「育てる広場」の実現に向け、施設運営に市民が参加することができるような募集内容の工夫を取り入れること。

また、選定にあたり必要となる評価基準の作成を行う。

※これまでの市民参画の取り組みについては、本市ホームページ（下記URL）を参照すること。

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/shiminkaikanatochikatuyou/menu/kentou/siminsannkakutorikumi/index.html>

③ 評価支援業務

応募のあった提案書類について、評価を行うための情報の整理を行う。

④ 基本協定書の作成支援業務

本市と指定管理者とが契約を締結するにあたり必要となる基本協定書の作成支援を行う。

⑤ モニタリングシート作成支援業務

指定管理者の評価様式について、複合施設である新施設の特徴を踏まえた評価指標についての検討を行う。（別添「公の施設評価シート」の黄色セル）

⑥ その他支援業務

その他業務の実施にあたり必要となる情報の収集及び資料作成等の支

援を行う。

以下の項目については、本市と協議のうえ、必要に応じて実施する。

- ・協議打合せ（月 1 回程度を想定）
- ・業務報告書作成
- ・受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

※ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

4 成果品

本業務の成果品として、次のものを提出する。編集及び提出時期については、市担当者と十分協議することとし、紙媒体のほか電子データ（CD-R に入力）でも納品すること。

(1) 業務報告書 3 部

※ただし、新施設及び広場の指定管理者、屋内こども広場の設計・施工者の募集要項等については、募集を開始するスケジュールを踏まえて成果品を提出すること。

(2) 募集要項等（案） 3 部

(3) 基本協定書（案） 3 部

(4) (1)～(3)を記録した電子媒体 一式

5 契約期間

本業務の契約期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

6 委託料の支払い

本業務の委託料は、全額を業務終了後に支払う。

7 その他遵守事項

(1) 成果品にかかる著作権は茨木市に帰属することとする。

(2) 業務が完了し、または、契約期間が満了した後であっても、内部に不備・不完全な部分が発見された場合は、受託者の負担と責任で直ちに補正すること。

(3) 本仕様書記載事項及び本業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに市と協議し、本業務に支障のないよう努めなければならない。

(4) 本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記が無い事項については市と協議の上これを決定する。